4 短期借入金	×××	
5 未払金	×××	
6 未払費用	×××	
7 未払法人税等	×××	
8 前受金	×××	
9 預り金	×××	
10 関係会社短期債務	×××	
11 （何）引当金	×××	
12 資産除去債務	×××	
13 その他流動負債	×××	
流動負債合計		××××
Ⅲ 引当金		
（何）引当金	×××	
引当金合計		××××
負債合計		××××

純資産の部

Ⅰ 株主資本（資本）		
⑴ 資本金（出資金）		
資本金	×××	××××
（出資金）		（××××）
⑵ 新株式申込証拠金		
新株式申込証拠金	×××	××××
⑶ 資本剰余金		
1 資本準備金	×××	
2 その他資本剰余金	×××	
資本剰余金合計		××××
⑷ 利益剰余金		
1 利益準備金	×××	
2 その他利益剰余金		
（何）積立金	×××	
繰越利益剰余金	×××	
利益剰余金合計		××××
⑸ 自己株式		
自己株式（借方）	×××	××××
⑹ 自己株式申込証拠金		
自己株式申込証拠金	×××	××××
株主資本合計		××××
Ⅱ 評価・換算差額等		
⑴ その他有価証券評価差額金		
その他有価証券評価差額金	×××	××××
⑵ 繰延ヘッジ損益		
繰延ヘッジ損益	×××	××××
⑶ 土地再評価差額金		
土地再評価差額金	×××	××××
評価・換算差額等合計		××××
Ⅲ 株式引受権		
株式引受権	×××	××××
Ⅳ 新株予約権		
新株予約権	×××	××××
純資産合計		××××
負債純資産合計		××××

備考

1　貸借対照表の様式は、科目の順序その他の要件に適合する場合に限り、左右対照式によることができる。

2　貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合当該省略科目の次位の科目を、省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。

3　金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、「投資その他の資産」勘定について、投資有価証券、長期貸付金、社内長期貸付金、出資金及びその他投資の科目を一括して、「投資」の科目を用いて掲記することができる。この場合の記載は、投資、関係会社投資、関係会社長期貸付金、減債基金、長期前払費用、前払年金費用の順によること。

4　「その他無形固定資産」、「その他投資」又は「その他流動資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目を用いてそれぞれ「その他無形固定資産」、「その他投資」又は「その他流動資産」の前に掲記すること。

5　無形固定資産に計上すべき資産が「その他無形固定資産」に属する資産のみであつて、その金額が資産の総額の100分の５を超えない場合は、それらを一括して「無形固定資産」の科目を用いて掲記すること。

6　親会社株式を保有している場合であつて、その金額が資産の総額の100分の５を超えているときは、「親会社株式」の科目を用いて「関係会社投資」又は「関係会社短期債権」の次に区分して記載すること。

7　「関係会社短期債権」に属する短期貸付金、立替金その他の短期債権で、その金額が資産の総額の100分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目を用いて「関係会社短期債権」の前に掲記すること。

8　第４号及び第７号の規定は、負債の表示に準用する。

9　附帯事業の有形固定資産を整理したときは、「業務設備」の次に「附帯事業設備」の科目を用いて記載し、附帯事業の資産（有形固定資産を除く。）又は負債を整理したときは、一括して、その整理した科目の属する勘定の合計の前に一括した内容を明示する科目を用いて記載すること。この場合において、一括する前の科目の金額が資産又は負債及び純資産の合計額の100分の５を超えるものについては、当該資産又は負債の内容を明示する科目を用いてその属する勘定に一括して記載した科目の前に記載すること。ただし、一括した科目に含まれる金額の合計が軽微であるときは、ガス事業の科目に含めて記載することができる。

10　繰延税金資産と繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載すること。